

青森県報

第三千八百二二号

平成二十六年
二月五日
(水曜日)

目次

告 示

家畜伝染病の発生	………	(畜産課)	… 一
保安林の指定予定	………	(林政課)	… 一
保安林の指定	………	(同)	… 一
道路の区域の変更	………	(道路課)	… 二
急傾斜地崩壊危険区域の指定	………	(河川砂防課)	… 二
公 告	………		
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示	………	(保健衛生課)	… 三
建設業者の許可の取消し	………	(東青地域 民局)	… 三
右 同	………	(三八地域 民局)	… 四

告 示

青森県告示第五十四号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十六年二月五日

青森県知事 三 村 申 吾

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患者、疑似患者	頭数	発生の場所又は区域	発月日
ヨ一ネ病	牛	患者	二	上北郡横浜町	平成 二六・一・三
ヨ一ネ病	牛	患者	一	十和田市	"

青森県告示第五十五号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二十六年二月五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 保安林予定森林の所在場所
三戸郡新郷村大字戸来字宇子姥二二の一、二二の三、二二の四
 - 二 保安林指定の目的
土砂の崩壊の防備
 - 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び新郷村役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、

次のとおり森林を保安林として指定するので、同法第三十二条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成二十六年二月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林の所在場所

東津軽郡今別町大字大川平字馬流九の一、一〇の八、字安兵衛川四七の一、四七の九三

二 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び今別町役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第五十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十六年三月四日まで青森県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月五日

青森県知事 三 村 申 吾

1	国 道 二八〇号	東津軽郡外ヶ浜町字平館野田山下五五九の一から東津軽郡外ヶ浜町字平館太郎右工門沢三四九の一まで	東津軽郡外ヶ浜町字平館野田才の神七六の一から東津軽郡外ヶ浜町字平館石崎沢八の一まで	変更の区間	変更の前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
		前	五・四・二〇メートルから五・三・三〇メートルまで	敷地の幅員	敷地の延長			
		後	一・一・三〇・七〇メートルから一・三・五〇メートルまで	敷地の幅員	敷地の延長			
		前	六・四〇一・三〇メートル	敷地の幅員	敷地の延長			
		後	六・六五二・八〇メートル	敷地の幅員	敷地の延長			

部に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年二月五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第五十八号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三十一条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第三項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県土整備部河川砂防課及び下北地域県民局地域整備

矢越三号急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から標柱七号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱七号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、標柱二号と標柱三

号を結んだ線は国道三三八号官民地境界線とし、その他の各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した土地の表示

七	六	五	四	三	二	一	標柱番号
"	"	"	"	"	"	佐井村	市町村名
"	"	"	"	"	"	佐井	大字名
"	"	"	"	"	"	湯ノ川越	字名
—	—	—	—	—	—	—の六七	地番
—	—	—	—	—	—	—の二二	
—	—	—	—	—	—	—の二二	

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年二月五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 物品等の名称及び数量
抗インフルエンザウイルス薬（ザナミビル水和物ドライパウダーインヘラー）
二万七千七百個
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県健康福祉部保健衛生課
青森市長島一丁目の一
- 三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日
平成二十六年一月九日

五 契約の相手方の名称及び住所
グラクソ・スミスクライン株式会社

六 東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目六の一五

七 契約金額
五千三百三十一万六千九百円

八 随意契約の理由

九 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項
第一号

十 契約の相手方を決定した手続
国内で唯一当該物品を販売している者を契約の相手方としたものである。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十六年二月五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社エコー企業
- 二 代表者の氏名 柿谷 吉政
- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字幸畑字谷脇九〇
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二二）第九七二六号
- 五 取消年月日 平成二十六年一月二十二日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木、とび・土工、石、鋼構造物、ほ装、しゅんせつ、水道施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十五年十二月三十一日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十

九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十六年二月五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社明和電業
- 二 代表者の氏名 山下 迪章
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市根城三丁目一七の八
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二二）第五五七五号
- 五 取消年月日 平成二十六年一月二十二日
- 六 取消しに係る建設業の許可 電気工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成二十五年十二月三十一日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九條第一項第四号の規定に該当する。

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一
号 青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町一丁目番七
七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭